平成２６年（フ）第５３０４号
大阪市東淀川区淡路５丁目16番１号
破産者　鈴木建設工業こと　鈴木　友治
１　決定年月日　平成27年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３８６号
大阪府吹田市岸部中４丁目１番25号
破産者　伊東　秀喜
１　決定年月日　平成27年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５９号
北九州市小倉北区下富野５丁目26番10―205号
破産者　吉川　建夫
１　決定年月日　平成27年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３０２号
北九州市小倉北区神岳１丁目４番12号　103、前住所北九州市小倉北区吉野町９番29―403号
破産者　大江　良児
１　決定年月日　平成27年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８８号
沖縄県沖縄市字桃原307番地２　クローバーマンション桃原201号、申立時の住民票上の住所沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地１　アルトゥーレ美浜518
破産者　シェフズダイナーことＣｌｕｂ　Ｐｕｒｅｔｙこと　濱田恒一郎
１　決定年月日　平成27年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１１号
岩手県九戸郡洋野町大野第17地割51番地１
破産者　森外　吉郎
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第１００号
福島県郡山市菜根１丁目３番10号
破産者　鈴木裕一郎
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
埼玉県比企郡吉見町大字田甲1182番地257、旧住所埼玉県東松山市和泉町３番10号
破産者　馬場　直行
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６１１号
横浜市神奈川区子安台１丁目７番10号　子安台第２ビル62号
破産者　岡安　利浩
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７０３号
横浜市泉区下和泉２丁目22番２号
破産者　清水　省次
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０号
福井県小浜市千種２丁目９番６号、前住所福井県小浜市水取３丁目４番14号
破産者　山口　明洋
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第８２１号
広島市安芸区畑賀２丁目17番14―101号
破産者　兵庫　広之
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２５号
広島県東広島市黒瀬町津江4154番地１
破産者　有田　博文
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３号
宮崎県日南市飫肥２丁目９番15―６号
破産者　福井　秋雄
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
鹿児島県鹿児島市大明丘１丁目21番６号
破産者　桑原　英子
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４２３号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目15番23号
破産者　井川　良仁
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第２２７８号
東京都渋谷区代々木３丁目15番３号　阿部ビル102号室
破産者　株式会社東京レマン
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０７４号
東京都世田谷区下馬１丁目52―８　パークフラットM101
破産者　佐藤　百起
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２７２号
東京都葛飾区立石８丁目39―14―603
破産者　亡清田彌壽男相続財産
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部